

「石巻市産木材利用住宅促進事業」提出書類確認表

1 交付申請書に添付が必要な書類は次のとおりです。提出の前にチェックをお願いします。

提 出 書 類	申請者 チェック	農林課 使用欄
①木工事（土台敷き）に着手する前の申請である。	☐	☐
②市税を完納していることを証明する書類の 原本 （申請日以前3ヶ月以内発行のもの）	☐	☐
③建築基準法による建築確認済証の 写し	☐	☐
④住宅の位置図	☐	☐
⑤住宅の配置図	☐	☐
⑥住宅の各階平面図	☐	☐
⑦住宅の立面図	☐	☐
⑧木びろい表（計画）（様式第2号）※Excel ファイルを電子メールで農林課へ送信	☐	☐
⑨施工業者の建設業法の許可証の 写し	☐	☐
⑩工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し	☐	☐

書類のお問い合わせ先（申請者と同一の場合は不要）

① 会 社 名 等	
②御担当者名	
③ T E L	
④ F A X	
⑤ E - m a i l	

2 以下は施工完了届の際の留意事項をあらかじめ示したものです(補助金の交付を決定するものではありません)。御一読くださるようお願いいたします。

(1) 石巻市産木材及び石巻市産 J A S 製品又は石巻市産優良みやぎ材若しくは、その両方を使用したことを証明するため、次の書類が確実に発行されるよう、納入前に再度御確認ください。

種 類		添付が必要な書類
製材品 合板 単板積層材(LVL) 直交集成板(CLT) 等	石巻市産木材	次に掲げるいずれかの書類 ①合法木材証明書原本 ただし、当該証明書の写しに加え、宮城県事業の補助金交付決定通知書の写しでも可。 ②合法木材証明納品書原本 ただし、当該納品書の写しに加え、宮城県事業の補助金交付決定通知書の写しでも可。
	石巻市産 J A S 製品	次に掲げるいずれかの書類 ①合法木材証明書原本に加え、J A S 出荷証明書原本 ただし、当該各証明書の写しに加え、宮城県事業の補助金交付決定通知書の写しでも可。 ②合法木材証明納品書原本に加え、J A S 出荷証明書原本 ただし、当該納品書の写しに加え、宮城県事業の補助金交付決定通知書の写しでも可。
	石巻市産 優良みやぎ材	次に掲げるいずれかの書類 ①合法木材証明書原本に加え、優良みやぎ材認証書原本 ただし、各証明書の写しに加え、宮城県事業の補助金交付決定通知書の写しでも可。 ②合法木材証明納品書原本に加え、優良みやぎ材認証書原本 ただし、各納品書等の写しに加え、宮城県事業の補助金交付決定通知書の写しでも可。
集成材	石巻市産木材	次に掲げるいずれかの書類 ①合法木材証明書原本 ただし、証明書の写しに加え、宮城県事業の補助金交付決定通知書の写しでも可。 ②合法木材証明納品書原本 ただし、納品書の写しに加え、宮城県事業の補助金交付決定通知書の写しでも可。
	石巻市産 J A S 製品	次に掲げるいずれかの書類 ① 二次加工業者が発行する石巻市産ラミナ材を使用したことが追加記載された合法木材証明書原本に加え、J A S 出荷証明書原本 ただし、各証明書の写しに加え、宮城県事業の補助金交付決定通知書の写しでも可。 ② 二次加工業者が発行する石巻市産ラミナ材を使用したことが追加記載された合法木材証明納品書原本に加え、J A S 出荷証明書原本 ただし、各納品書等の写しに加え、宮城県事業の補助金交付決定通知書の写しでも可。

(2) 補助金交付決定通知を受け、木工事（土台敷き）が始まったら、主要構造部材の施工中及び施工完了後の写真、石巻市産 J A S 製品を使用した場合は、J A S の表示の写真、石巻市産優良みやぎ材を使用した場合は、優良みやぎ材のシールの写真をそれぞれ撮影し、添付していただくこととなります。 木びろい表（計画）に記載した名称に使われている場所がわかる写真、寸法が分かる写真及び認証シール等の写真等を撮影してください。 ※写真の撮り忘れについては、直接現地目視ができなくなり、石巻市産の各木材であることが確認できなくなった場合、当該部材の材積を「事業変更（中止）承認申請書」により除外していただく場合や、また、材積が減少したことにより補助要件を満たさなくなった場合、中止申請していただくことがありますので、ご注意ください。		
(3) 施工完了届は、主要構造部材の施工完了後、速やかに届出してください。		
(4) 現地調査は、主要構造部材の施工完了後、補助事業対象部材となる石巻市産の各部材の施工状況について、必要に応じ、現地調査を行う場合があります。		
(5) 実績報告は、施工完了届の受理日から 30 日以内、又は、事業年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに提出してください。		
御一読のうえ、チェックをお願いします。→	申請者チェック	農林課使用欄
	□	□